

**小浜市議会**  
**議員定数および議員報酬のあり方に係る**  
**検討結果報告書**

(中間答申)

**令和4年9月**  
**議会運営委員会**



小浜市議会 議員定数および議員報酬のあり方に係る検討結果報告書  
(中間答申)

目 次

1	はじめに	・・・	1
2	調査・検討の背景	・・・	3
3	調査・検討の経過	・・・	4
4	調査・検討の概要	・・・	5
	(1) 11の論点について	・・・	5
	(2) 常任委員会数およびその適正な定数について	・・・	8
	(3) 議員報酬のあり方について	・・・	10
	(4) 市民の意見	・・・	11
	(5) 全議員の意見	・・・	13
5	調査・検討の結果	・・・	15
6	おわりに	・・・	16
	今後も継続して調査・検討を要する事項	・・・	17
	議会運営委員会の構成	・・・	17
	調査・検討の経過一覧	・・・	18



## 1 はじめに

小浜市議会の議員定数は、小浜市議会の議員の定数を定める条例で18人と定められており、平成19年4月以降、議員定数18人により4回の市議会議員選挙が執行された。

地方分権改革に伴い平成23年に地方自治法が改正され、議員定数については、その法定上限（人口5万人未満の自治体で上限26人）が撤廃された。これにより、各自治体が議員定数を自ら決定し、条例で定める仕組みへと変更された。

このように議会の役割・権限が強化される中、本市議会では、市民とともに歩む開かれた議会を実現するため、議会および議員の活動の柱となる小浜市議会基本条例を制定し、様々な議会改革に積極的に取り組んできた。

一方で、全国の地方議会では近年、無投票当選や人口減少、財政悪化などを理由に議員定数等を議論する動きが活発化している。

本市議会も全国の例に漏れず、令和2年11月に小浜市区長連合会から議長に対し「議員定数の削減を求める要望書」が提出されたことから、同年12月に議長から議会運営委員会へ諮問がなされ、令和3年3月に同連合会との意見交換会を開催した。

その後、同年7月に再度、議長から議会運営委員会に対して、「議員定数および議員報酬のあり方」について調査・検討を求める諮問がなされた。この諮問を受け、議会運営委員会では、平成30年12月に公表した「小浜市議会の議員定数、議員報酬に関する検討結果報告書」を踏まえながら、「議員定数および議員報酬のあり方」について調査・検討を進めてきた。

議員定数および議員報酬について見直しを検討するに当たっては、小浜市議会基本条例第22条および第23条に「意見交換会や議会報告会などを通じて市民の意向を把握（中略）するものとする」と定めている。これを踏まえ、令和4年5月には議会報告会を、同年7月には再び小浜市区長連合会との意見交換会を開催して市民の意見を聴き、十分考慮するよう努めた。

なお、本課題は議員の処遇に関わる重要な案件であることから、議会運営委員会における協議内容について全議員に適宜情報共有を行ったほか、政策討論会を開催するなどにより、全議員の意見聴取にも努めた。

また、議員報酬については、平成6年から現在の月額35万円となっており、政務活動費は1人当たり月額2万円を上限に交付している。

議会運営委員会としては今回、「議員定数を1人削減し17人とする」との結論に達した。しかしながら、常任委員会の数や議員報酬については更に慎重な調査・検討を要するとの認識のもと、今般は中間報告とするものである。

## 2 調査・検討の背景

議会運営委員会では、前の17期の議会運営委員会から引き継いだ「議員定数および議員報酬のあり方」について検討の時期が迫る頃、小浜市区長連合会からの議員定数削減要望が出された。県内の他市議会においても削減の動きが活発化する中、適正な議員定数とは果たしてどうあるべきか、議員報酬はどうあるべきかの調査・検討に取り組むこととした。

### (1) 前期議会運営委員会からの申し送り事項

前期の議会運営委員会から、「議員報酬については、議員定数と連動し検討すべきであったが、議員定数の議論に終始したことから、来期以降取り組むこと」との申し送りがあった。

### (2) 小浜市区長連合会からの議員定数削減要望

令和2年11月27日に小浜市区長連合会から議長に対し、「議員定数の削減を求める要望書」が提出されたことから、令和3年3月24日に同連合会との意見交換会を開催した。

### (3) 議長からの諮問

令和3年7月9日に議長から「議員定数および議員報酬のあり方」について調査・検討を求める諮問があった。

---

## ○小浜市議会の議員定数および議員報酬の変遷

### (1) 議員定数

平成15年4月まで：24人

平成15年5月から平成19年4月まで：21人

平成19年5月から現在まで：18人

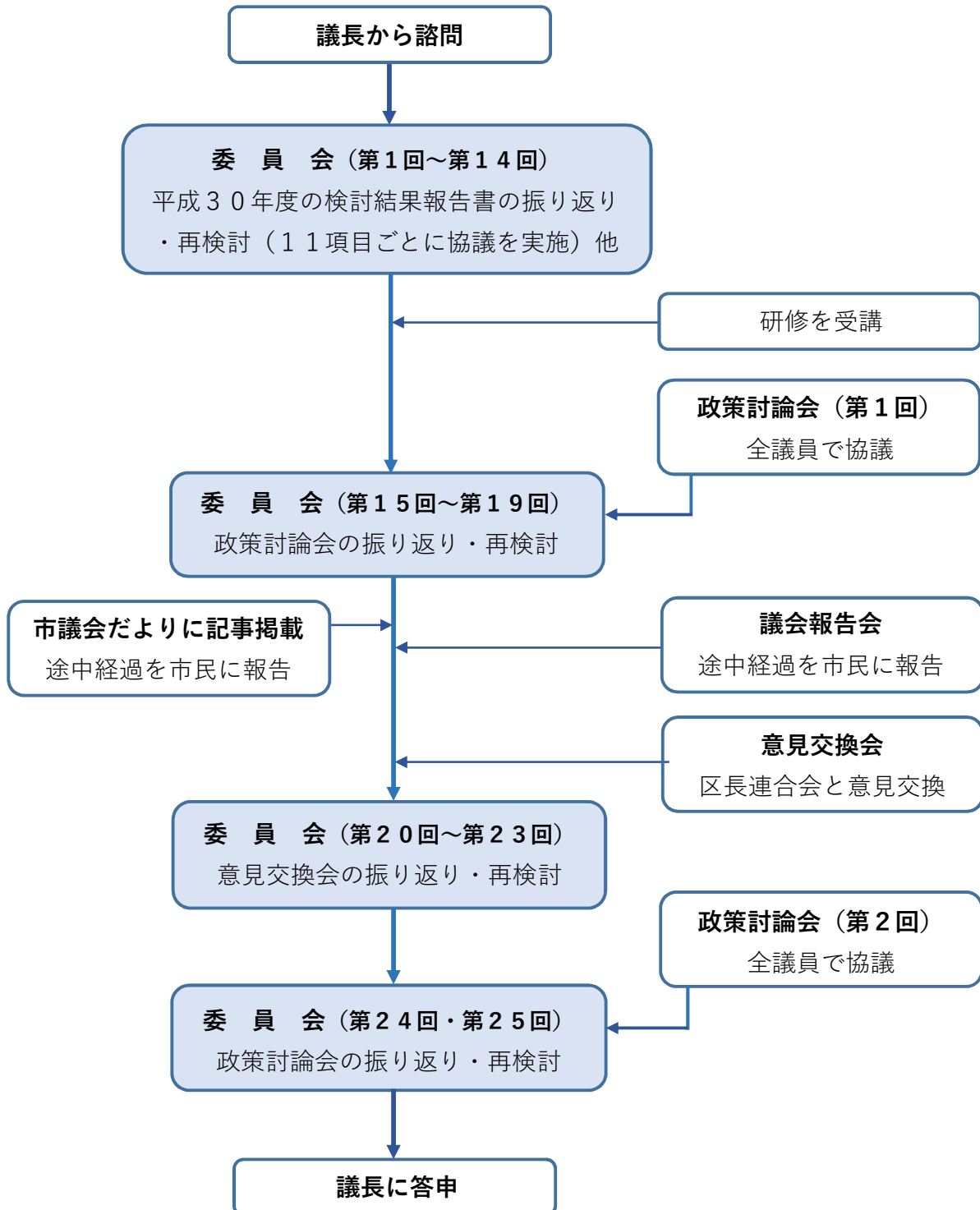
### (2) 議員報酬

平成5年4月から平成6年11月まで：330,000円

平成6年12月から現在まで：350,000円

### 3 調査・検討の経過

今回の調査・検討は、以下のような流れで進めた。





## 4 調査・検討の概要

### (1) 11の論点について

令和3年8月24日までの5回の委員会において、11の論点ごとに協議を実施したほか、令和4年3月30日には全議員による政策討論会を開催し、主に次のような意見が出された。

#### 11の論点

- ① 人口（減少状況、将来人口）の観点
- ② 財政規模・類似団体の観点
- ③ 地域単位（小学校区・まちづくり協議会など）の観点
- ④ アンケート結果の観点
- ⑤ 有識者等の意見の観点
- ⑥ 一部事務組合等近隣自治体との関係の観点
- ⑦ 実数17人という現況
- ⑧ 定数と無投票の関係の観点
- ⑨ 委員会数等市民に数字で目に見える方法の観点
- ⑩ 議会活動に必要な適正な人数の観点
- ⑪ 女性、若者の政治参加（立候補）の観点

#### ① 人口（減少状況、将来人口）の観点

- ・単なる人口比較による定数削減は議会力\*の低下につながることを、市民に対してしっかり説明できるようにしなければならない。
- ・議員定数の法定上限が撤廃されたのだから、人口を考慮する必要はない。
- ・定数を削減して、合議体としての議会が本当に市民の負託に応えられるのか。

#### ※議会力

地方自治法に規定されている議会の権限を適切に行使し、執行機関の監視機能や政策立案(政策提言)機能などを発揮する力を指してこう呼んでいる。

② 財政規模・類似団体の観点

- ・類似団体と比較して削減を進めれば、議会力が弱まる一方である。

③ 地域単位（小学校区・まちづくり協議会など）の観点

- ・議員は「市民全体の福祉の向上を目指す」べきだが、実際には難しい面もある。
- ・市民が議員を「地域の代表」と捉えているのなら、地域性を守るべきでは。

④ アンケート結果の観点

- ・再度実施するなら、検討結果報告書を読んだ上で回答してもらいたい。
- ・アンケートは市民感覚を表すものとして、率直に受け止める必要がある。

⑤ 有識者等の意見の観点

- ・「常任委員会で十分な討議体制を確保することが議会において一番重要な部分である」との研修講師の見解のとおり、常任委員会方式の中で議論を進め、適正な定数を定めるのが妥当ではないか。
- ・「議会改革イコール定数削減ではない。議会の政策立案機能、監視機能を果たすためには何をすればよいのか。議会の権能を弱めるために行うものではない」という（研修講師の）一言に尽きる。

⑥ 一部事務組合等近隣自治体との関係の観点

- ・「一部事務組合議会の定数は各構成自治体議会の議員定数で割り振りするので、特に考慮すべきでない」との前回報告書の考えを踏襲することで一致した。

⑦ 実数17人という現況

- ・現在17人で運営しているが、3常任委員会の必要性あるいは2常任委員会の現状を踏まえ、議会として機能が発揮できる形を模索していかなければならない。

- ・委員会数2または3の議論を掘り下げる必要がある。「政策提言機能や監視機能に重点を置いた常任委員会の運営を進めていく上で、常任委員会数の見直しが必要であり、2または3どちらの常任委員会になっても、現在の定数18人を維持するほうが柔軟な対応が可能」との前回報告書の考えを支持する。

#### ⑧ 定数と無投票の関係の観点

- ・定数削減は無投票選挙の回避には直結しない。
- ・定数と無投票に直接的な関係はないとの有識者の意見もある。議会への市民の関心が薄い傾向も影響しているのではないか。
- ・無投票と定数とは関係ないと思う。関係があるならば、無投票になるたびに定数を減らさなければならなくなる。

#### ⑨ 委員会数等市民に数字で目に見える方法の観点

P 8～9に関連記載

- ・委員会の人数が少なくなれば発言する機会が増える。(委員会数4と3を経験した議員の意見)
- ・1委員会当たり8人がちょうどよいように思う。(委員会数3を経験した議員の意見)

#### ⑩ 議会活動に必要な適正な人数の観点

P 8～9に関連記載

- ・常任委員会の審査における適正な委員数を踏まえて議論すべき。
- ・議員定数・委員会数とも「これだけの人数が必要」だと市民に理解してもらっただけの説明が難しい。

#### ⑪ 女性、若者の政治参加（立候補）の観点

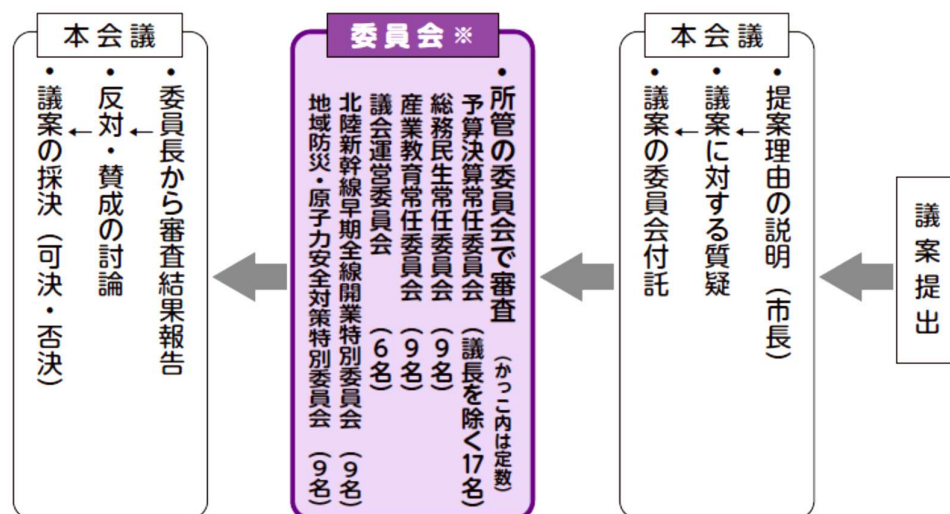
- ・定数を減らせば、より選挙に出にくくなるのではないか。
- ・女性や若者の政治参加を増やさなければならないことは重要な課題で、定数の議論とは別の問題として議論しなければならない。
- ・女性や若者の政治参加は地域の支援なしには非常に難しい。地域の中で女性や若者を役員に取り込んでもらいたい。議会の取組みだけでは限界がある。

## (2) 常任委員会数およびその適正な定数について

本市議会では委員会中心主義を採用している。委員会中心主義とは、本会議での議案などの審議・採決に先立って、委員会において詳しく専門的に審査を行うことをいう。

委員会における審査を重視する観点から、議会機能を十分に発揮できる委員会の体制整備と運営が求められている。

### ●定例会における議案などの審査の流れ



議会運営委員会では、適正な議員定数を導き出す協議の過程において、「常任委員会数およびその適正な委員定数について、重点的に調査・検討すべき」との認識で一致した。令和4年1月24日以降、この共通認識のもとで議員定数のあり方について協議を重ねた。

あわせて、議長の常任委員会への所属についても協議を行った。

委員からは、主に次のような意見が出された。

- ・議員定数の決定方式は、常任委員会数を幾つにするかに尽きると思う。
- ・常任委員会のあり方としては、市長部局の議案審査において監視機能が発揮できる体制の確保が最重要。

- ・議案審査の質の面から、常任委員会数は2より3のほうがよかった。
- ・1委員会に委員6人は少なくとも必要。3常任委員会に戻す場合、定数18人を維持しなければならない。
- ・議長の常任委員会への所属について、議長は分科会で発言しても全体会では採決に加わることができない現状は一貫性がない。議長は常任委員会から抜けてもよいのでは。
- ・多数決原理から言えば、議長は常任委員会に所属しないのが筋だと思う。一方で、議長も一議員。多様性の面から言えば、1人でも多くの議員が発言するほうがよい。

●常任委員会数「2委員会」「3委員会」のメリット・デメリット

委員会数	2委員会	3委員会
メリット ～推奨する意見～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1委員会当たりの委員数が多いため、多様な意見が出やすい</li> <li>・2委員会体制を長年継続しており、徐々に洗練されてきている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1委員会当たりの委員数が少なくなることにより、各議員の責任感・発言の積極性が増す可能性がある</li> <li>・所管範囲を狭くすることにより、議案審査等においてより深掘りすることができ、議員の専門性の向上が期待できる</li> </ul>
デメリット ～懸念する意見～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管範囲が広く、内容の深掘りが十分にできない</li> <li>・過去の3委員会のときと比較し、委員数が多いため責任感が希薄になり、発言者が偏るなどの傾向が見られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員会の所管範囲にばらつきが生じる可能性がある</li> <li>・1委員会当たりの委員数が6人以下となることに加え、選挙結果によっては、新人議員の占める割合が大きくなる可能性がある。その場合、委員会の機能低下や正副委員長への負担増を招く可能性がある</li> <li>・事務局体制では、過去の3委員会のときと比較し、所管事務調査*の開始などにより総体的に事務量が増加しており、その体制整備に課題が生じる</li> </ul>

※所管事務調査

条例の立案や市への政策提言などの政策形成を目的に、常任委員会が所管する事務について自主的に行う調査をいう。

●議長が常任委員会に所属することに対する賛否とその理由

賛 否	理 由
所属すべき	委員数が減ると、議会力の低下につながるため
所属すべきでない	議長の中立性を確保するため

※現在、議長は常任委員会に所属している。

(3) 議員報酬のあり方について

議員報酬のあり方については、結果として「報酬額は見直しを行わず、委員長等の役職加算について検討すべき」との認識で一致した。

令和4年3月30日には全議員による政策討論会を開催し、主に次のような意見が出された。

- ・民間や職員の給与はそれなりに上がっていった一方で、議員報酬の額は平成6年から据え置きとなっている現実はあるが、今回は据え置きでよい。
- ・現在の新型コロナウイルス感染症による影響などの状況を総合的に鑑みて、今回は据え置きでよいと思う。
- ・若い人が立候補するには厳しい額というのは自身の経験からもそのとおりだが、増額はなかなか厳しいと思う。
- ・所管事務調査の実施などに伴い、特に委員長の業務量が増加している。委員長の役割に対する加算を検討すべきである。



委員会での自由討議の様子



政策討論会での自由討議の様子

#### (4) 市民の意見

前述したように、議員定数および議員報酬について見直しを検討するに当たっては「意見交換会や議会報告会などを通じて市民の意向を把握（中略）するものとする」と、小浜市議会基本条例に定めている。令和4年5月29日には議会報告会を、同年7月21日には小浜市区長連合会の役員との意見交換会を開催し、市民の率直なご意見を聴いた。

なお、適正な議員定数等のあり方について、有意義な意見交換とするため、議会の役割等について説明し、市民の理解を得られるよう努めた。

#### ■議会報告会で出された意見

議会報告会には53人の市民が参加。参加者からは、主に次のような意見が出された。（参加者アンケートの意見を含む。）

- ・議会を見せる工夫が足りない。議員定数を極端に減らしすぎることは避けたい。政策立案の権利を行使していないことが、議員に対する不信や不満につながっているのではないか。
- ・地域に直接顔を見せるなど、活動を変えないと議会（議員）が見えない状況は変わらない。
- ・定数削減にこだわるべきではない。（有識者の意見にある）政策立案機能・監視機能を果たしているかの議論を尊重すべき。
- ・一般質問での市の答弁に対する再質問がない。答弁が実行に移されているかのフォローをし、チェック機能が果たしているかの検証をしてほしい。特に、新しい計画の審議は慎重にお願いしたい。
- ・女性議員を増やすため、女性が参画しやすい体制づくりをすべきでは。
- ・現状17人で支障がないのなら、定数17人でよいのではないか。
- ・市民の代表は、ある程度の人数が必要だと思う。
- ・人口減少に伴う定数削減は聞こえが良いが、一定数が必要だということも分かった。
- ・他市町と比較し、定数16人が適正だと思う。やる気のある人、思いのある人に市議会議員になってほしい。



議会報告会の様子

## ■小浜市区長連合会との意見交換会で出された意見

意見交換会には11人の小浜市区長連合会役員が参加。当委員会の説明内容に一定の理解を示していただいたが、定数削減を求める意見が大勢を占めた。

役員からは、主に次のような意見が出された。

- ・(配付された)資料だけを見ると、16人が適正ではないかと思うし、市民は誰もそのように理解すると思う。小浜市も他市町村の例に漏れず少子高齢化で人口がどんどん減ってきている。それに伴い、財政もどんどん厳しくなっている。議員も大変だろうが、どうか少数精鋭で頑張してほしい。
- ・(意見交換を通して)18人が必要だということは分かったが、財政難の状況を考え、なるべく議会力を落とさずに定数を削減するという方法も一つの選択肢に入れてほしい。
- ・市議会だよりは非常に結構だが、市民が理解するには内容が難しい。高齢者までが十分理解できるような、かみ砕いた内容にしてもらえれば、市民も市議会への理解を深めることができると思う。
- ・議員の役割、仕事が大変だということを再認識したが、それが市民には見えない。(市民に知らせるためには)議会報告会や議会だより以外の方法も検討してほしい。
- ・定数について、どのような結論が出るのかということに私どもが関わることはできないが、どんな結論が出たとしても、市民の納得のいく説明をぜひお願いしたい。



意見交換会の様子



## (5) 全議員の意見

### 政策討論会開催を通じて意見を聴取

令和4年8月22日に政策討論会を開催し、全議員の意見を聴取した。前述した市民の意見も踏まえ、委員会中心主義を基にして、常任委員会の構成から導いた議会運営委員会の案として複数のパターンを提示し、自由討議を実施。終了後に、聞き取り票により全議員の意見聴取を実施したところ、抜きん出て多かった意見はなく、以下の五つのパターンに分かれる結果となった。

#### 五つのパターン

パターンA	：議員定数18人、2常任委員会	5人
パターンB	：議員定数18人、3常任委員会	4人
パターンC	：議員定数17人、2常任委員会※	2人
パターンD	：議員定数17人、3常任委員会	2人
パターンE	：議員定数16人、2常任委員会	4人

※「議長は常任委員会に所属しない」とするパターン

意見の理由に挙げられたのは、主に次のようなものであった。

#### ■議員定数について

##### 議員定数18人を推す意見

- ・住民の代表として多種多様な意見を反映するには18人が必要。
- ・女性や若者、マイノリティーなど多種多様な人材確保の観点からも、減らすべきではない。
- ・行政を監視するための議員を減らすことは、住民自治という市民の権利を弱らせることになる。
- ・民主主義の原点である多様な意見の集約を考えると、現状維持が妥当。
- ・1委員会当たり6人とし、3常任委員会を構成するために18人が必要。
- ・議会費は、普通会計決算額の約1%と全国平均と同程度で、財政面での負担が極端に大きいとは言えない。

### 議員定数17人を推す意見

- ・ 8人ずつの2委員会で、議長の中立性確保という点から常任委員会に所属しないこととし、17人でよい。
- ・ 人口減少を理由に定数削減を求める市民の意見を無視することはできず、1人削減の17人でやむを得ない。
- ・ 現に17人で議会を運営している。

### 議員定数16人を推す意見

- ・ 市民の理解の得るためには、2人削減もやむを得ない。
- ・ 人口減少は歳入減少につながる。市全般を考慮し、定数を削減すべき。
- ・ 厳しい社会状況における市民の心理を理解すべき。議会機能とのバランスを考慮した上で、現に17人で議会を運営していることから、16人でも可能であると考えられる。

## ■常任委員会数について

### 2 常任委員会を推す意見

- ・ 1 常任委員会当たりの委員数が多いほうが、多様な意見が出やすい。
- ・ 4年ごとに新人議員が入ってくることや、ベテラン議員が分散すること、常任委員会の機能と議論の深まりなどを考慮すると、2 常任委員会のほうがよい。
- ・ 2 常任委員会を長年経験した結果、所管事務調査は政策提言に至るまでとなり、洗練されてきている。
- ・ 3 常任委員会も経験したが、現在の2 常任委員会のほうが充実した審査を円滑に実施できている。

### 3 常任委員会を推す意見

- ・ 所管範囲を狭めることにより、専門性の向上が可能になる。
- ・ 議案審査において、今以上に深掘りすることができる。
- ・ 政策提言機能や監視機能を一層強化することができる。



政策討論会での自由討議の様子

## 5 調査・検討の結果

令和3年7月12日から令和4年9月14日まで、25回にわたる委員会および2回の政策討論会を開催し、議員定数および議員報酬のあり方について検討を重ねてきた。その過程で、市民の意見も聴き、次のような結論を出すに至った。

### 議員定数

議員定数については、1人削減の17人とするとの結論に達した。政策討論会の結果を踏まえて、議会運営委員会における合意形成に努めたが、全議員の意見が五つに分かれたことなどから、委員会における意見の一本化のめどが立たず、最終的に委員の多数決により結論を出すことになったものである。

#### 議会運営委員会における採決の結果

議員定数「維持」か「削減」か  
維持 2人 : 削減 3人  
削減数「1人削減」か「2人削減」か  
1人削減 4人 : 2人削減 1人

※委員5人による多数決。議会運営委員会委員長は採決に加わらず

また、議員定数の削減によって、執行機関の監視機能や政策立案機能が低下するようなことがあってはならず、議会および議員の更なる資質向上の責務を再認識したところである。

なお、常任委員会の数や議長の常任委員会への所属については、引き続き検討を行うこととする。

### 議員報酬

議員報酬については、報酬額については見直しを行わず、委員長等の役職加算について引き続き検討を行うこととする。

## 6 おわりに

二元代表制の一翼を担う地方議会は、執行機関の監視機能はもとより、政策立案機能を発揮しなければならない。加えて、市民の多様な意見、社会情勢等の変化により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、議会改革に継続的に取り組むことが重要である。

これまで、小浜市議会では、所管事務調査の本格実施、議員が長期にわたって市議会の会議等を欠席した場合の議員報酬の減額等について定めた小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定のほか、議会基本条例の検証・見直し、委員会の公開など、様々な議会改革に積極的に取り組んできた。

しかしながら、今回の協議の過程において、市民の「議会が見えない」という声が多く聞かれた。定例会が終わるごとに市議会だよりを発行し情報提供に努めているほか、本会議および委員会を公開しており、誰でも傍聴することができるが、市民の側からすれば、議会あるいは議員が何をしているのか分からないと感じている。このことが、議員定数の削減を求める意見につながっている面もあると考えられる。市民の求める議会・議員像と議会の現状との間に、大きな隔たりがあることが改めて浮き彫りになった形である。

こうした市民の意見を真摯に受け止めながらも、本委員会としては、議会運営の現状と委員会中心主義に基づく適正な委員会数等のあり方に重きを置いて検討を重ね、最終的に「民主的かつ適正な議会運営に必要な最小限の議員定数は17人である」との政治判断を行うに至ったものである。

今後も引き続き議会活動ならびに議員活動の見える化や、市民に議会への関心を持ってもらうための取組みを推進し、市民とともに歩む開かれた議会を実現するため、たゆまぬ努力を積み重ねていくことを肝に銘じ、議会運営委員会の答申とする。

## ○今後も継続して調査・検討を要する事項

### 「議会を見せる」努力と資質の向上

小浜市の発展のためには、市民に直接選ばれる、市民の代表である議会の存在は非常に重要である。

前述したように、本市議会では、定例会が終わるごとに市議会だよりを発行しているほか、誰でも本会議および委員会を傍聴することができるが、議会の活動等について市民に伝えることができていない現状がある。今後も、透明性の確保を大前提として、議会に関心を持ってもらうためには何をすべきか、議会へ足を向けてもらうためにどうすべきかを議論し実践していかなければならない。

また、議員定数を1人削減したとしても、議会力が低下することのないよう、議会機能の維持・強化、議会・議員の資質の向上を目指し、一層努力していかねばならないことは言うまでもない。

なお、常任委員会の数およびその適正な委員定数については、現時点では結論を出すに至らなかった。議員報酬における委員長等の役職加算とあわせて、引き続き検討を行うこととする。

## ○議会運営委員会の構成

委員長	今井 伸治					
副委員長	富永 芳夫					
委員	下中 雅之	牧岡 輝雄	川代 雅和	杉本 和範		
オブザーバー	小澤 長純 (議長)	竹本 雅之 (副議長)				

## ○調査・検討の経過一覧

開催期日	協議事項など
<b>第1回委員会</b> 令和3年 7月12日（月）	<b>■調査・検討の体制およびスケジュールについて協議</b> 全委員で調査・検討を進めることに決定し、スケジュール案を了承
<b>第2回委員会</b> 令和3年 7月27日（火）	<b>■前回検討結果の振り返りを踏まえ、論点を整理</b> <b>■11の論点について協議</b> 前回の11項目を踏襲することに決定。(1)人口、(2)財政規模・類似団体、(3)地域単位、(4)アンケート結果の各項目について自由討議を実施
<b>オンライン研修</b> 令和3年 8月 4日（水）	<b>◇オンライン研修を受講</b> 演 題：適正な議員定数の決定手法を考える 適正な議員報酬の決定手法を考える 講 師：株式会社地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏 参加者：議員2人、事務局1人
<b>第3回委員会</b> 令和3年 8月11日（水）	<b>■オンライン研修の概要について</b> 研修の概要を全委員で共有
<b>第4回委員会</b> 令和3年 8月19日（木）	<b>■11の論点について協議</b> (4)アンケート結果、(5)有識者等の意見、(6)一部事務組合等近隣自治体との関係、(7)実数17人という現況、(8)定数と無投票の関係、(9)委員会数等市民に数字で目に見える方法、(10)議会活動に必要な適正な人数、(11)女性、若者の政治参加の各項目について自由討議を実施
<b>第5回委員会</b> 令和3年 8月24日（火）	<b>■11の論点について協議</b> (11)女性、若者の政治参加について自由討議を実施

開催期日	協議事項など
<p>第6回委員会 令和3年11月29日（月）</p>	<p>■小浜市区長連合会への資料提供について 同連合会への協議資料提供について情報共有</p>
<p>第7回委員会 令和4年1月24日（月）</p>	<p>■常任委員会数およびその適正な定数について ■議長の常任委員会への所属について ■県内他市議会の動向について 自由討議を実施</p>
<p>第8回委員会 令和4年1月28日（金）</p>	<p>■常任委員会数およびその適正な定数について ■県内他市議会の動向について 自由討議を実施</p>
<p>協議内容を全議員で共有 令和4年1月28日（金）</p>	<p>◇協議経過および内容に係る資料を全議員に配付</p>
<p>第9回委員会 令和4年2月4日（金）</p>	<p>■常任委員会数およびその適正な定数について 常任委員会の構成から導く議員定数のパターンについて協議。小浜市区長連合会からの報告内容について情報共有</p>
<p>第10回委員会 令和4年2月8日（火）</p>	<p>■議員報酬のあり方について 自由討議を実施</p>
<p>第11回委員会 令和4年2月14日（月）</p>	<p>■議員報酬のあり方について 自由討議を実施。委員長等の役職加算について協議</p>
<p>第12回委員会 令和4年2月18日（金）</p>	<p>■議会報告会・意見交換会の開催を含めた今後のスケジュール等について 自由討議を実施。委員長等の役職加算について協議</p>
<p>第13回委員会 令和4年3月8日（火）</p>	<p>■政策討論会の開催等について 政策討論会の進め方などについて協議を実施。 委員長等の役職加算について協議</p>
<p>第14回委員会 令和4年3月18日（金）</p>	<p>■政策討論会の開催について 政策討論会で用いる資料の確認を実施</p>

開催期日	協議事項など
政策討論会（第1回） 令和4年 3月30日（水）	◇議員定数および議員報酬のあり方について 全議員で自由討議を実施
第15回委員会 令和4年 4月 7日（木）	■政策討論会の振り返りについて 政策討論会で出された意見の確認を実施
第16回委員会 令和4年 4月18日（月）	■常任委員会数およびその適正な定数について ■議長の常任委員会への所属について 自由討議を実施
第17回委員会 令和4年 5月10日（火）	■議会報告会での報告内容について 議会報告会で用いる資料の確認を実施
議会報告会 令和4年 5月29日（日）	◇議員定数および議員報酬のあり方について これまでの検討経過の報告、質疑応答を実施
第18回委員会 令和4年 7月 4日（月）	■意見交換会の開催について 意見交換会の開催方法等について協議を実施
第19回委員会 令和4年 7月11日（月）	■意見交換会の開催について 意見交換会における報告内容の確認を実施
意見交換会 令和4年 7月21日（木）	◇議員定数および議員報酬のあり方について 小浜市区長連合会の役員の皆様との意見交換 を実施
第20回委員会 令和4年 7月27日（水）	■意見交換会の振り返り等について 意見交換会で出された意見の確認を行ったほ か、答申までのスケジュールの確認を実施
第21回委員会 令和4年 8月 4日（木）	■議員定数のあり方に係る委員会案について 政策討論会に示す委員会案について協議
第22回委員会 令和4年 8月18日（木）	■議員定数のあり方に係る委員会案について 政策討論会に示す委員会案の確認を実施
第23回委員会 令和4年 8月19日（金）	■政策討論会での意見聴取の方法について 政策討論会の終了後、聞き取り票により全議員 の意見聴取を行うことを決定



開催期日	協議事項など
<p>政策討論会（第2回） 令和4年 8月 22日（月）</p>	<p>◇議員定数および議員報酬のあり方について 全議員で自由討議を実施。終了後に聞き取り票により全議員の意見を聴取</p>
<p>第24回委員会 令和4年 9月 1日（木）</p>	<p>■政策討論会の振り返りについて 政策討論会で出された意見の確認を行った後、議長への答申内容の検討および採決を実施</p>
<p>第25回委員会 令和4年 9月 14日（水）</p>	<p>■議員定数および議員報酬のあり方に係る答申案について 議長への答申案の最終確認を実施</p>